

戦前期日本における近畿・中国・四国の 地方都市商店街の閉店時刻

福 森 徹

1 はじめに

商業従事者の保護を目的とした最初の法律である商店法は、当初は、内務省社会局により立案され、それを引き継いだ厚生省により1938（昭和13）年の第73議会に提出され成立した。社会局は、1920年代初めから商業における労働条件、特に遅い閉店時刻によりもたらされる長時間営業・長時間労働と少ない休日の問題に関心を持ち、調査・研究を進め、労働保護法の立法化を意図してきた。商店法制定の過程において、その具体的契機となったのは、1930（昭和5）年に東京呉服商同業組合が東京商工会議所と東京実業組合聯合会に対して行った陳情にあるとされている。翌31年には、第59議会において「商店の閉店時刻限定に関する建議案」が可決され、これを受けて社会局は、まず、東京・大阪の商工会議所・実業組合聯合会に対して商店法案に関する非公式諮問を行った。その後、社会局は、33年に第64議会に提出するために商店法案要綱を作成し、全国の商工会議所等の民間関係諸団体に対して諮問を行ったが法案提出には至らず、35年に再び全国の商工会議所等に諮問をおこなった。その結果を考慮して社会局は、37年に新法案を作成し、翌年、同法の制定を果たした⁽¹⁾。

商店法の成立過程を見ると、この問題は、まず、東京・大坂を中心とした主要大都市の問題として出発し、調査・研究の範囲が地方都市に広げられていったと言える。そこで、本稿では、日本商工会議所が各地の商工会議所を通じて行った調査⁽²⁾をもとに、近畿・中国・四国の地方都市における商店街の閉店時刻の実態を明らかにし、遅い閉店時刻とそ

(1) 商店法制定の過程については、神戸市産業課『商店法に就いて』神戸市産業課 1937（昭和12）年 9～18ページ

(2) 日本商工会議所『各都市における商店街調査（近畿、中国及四国地方）』日本商工会議所 1936（昭和11）年

れに伴う長時間営業・長時間労働が東京や大阪などの大都市だけの問題であったのか、それとも地方都市においてもみられた全国的な問題であったのかについて検討したい。

2 第73帝国議会における地方都市商店の営業時間についての認識

ここでは、第73帝国議会の衆議院、貴族院およびそれぞれの委員会における商店法案の審議のなかで、地方都市商店の営業時間、特に閉店時刻がどのように認識され、議論されていたのかについて検討する。

1938（昭和13）年2月26日に開催された衆議院では、東京選出の中村高一議員⁽³⁾の質問の中で地方都市の商店の営業時間に関する認識が示されている。それによると、「地方ノ都会ニ参リマスルナラバ、午後ノ十時マデ商売ヲヤツテ居ラヌ、或ハ八時、或ハ九時ニナレバ地方デハ商売ヲオ終ヒニシテ居ル、東京ヤ大阪ノヨウナ六大都市デアリマスレバ、或ハ十時、十一時マデヤツテ居ルカモ知レマセヌケレドモ、此法案ハ全国的ニ実施ヲスルト云ウコトニナツテ居ルノデアリマスルノニ、ヤツテモ居ナイ所ヘ向ツテ、午後ノ十時限リトスルト云フヤウナ法律ヲ今時出スト云フコトハ、甚ダ吾々ハ時代ニ後レテ居ル法案デアルト思フ」とあり、また、「此時間ニ付テハ、能ク地方ノ状況ナドヲ考ヘラレマシテ、寧ろ商店ノ終業時間ト云フモノハ、午後八時ニシ、六大都市ノヨウナ場合ニハ、特別ニ之ヲ例外トシテ置クト云フコトノ方ガ、今日ノ日本全国ニ之ヲ実施スルト云フナラバ、私ハ其方ガ適當デアラウト考ヘルノデアリマスガ」⁽⁴⁾と述べているように、地方都市では、商店の閉店時刻は、午後八時、九時であり、同法案の午後十時閉店の規定をすでに達成しているため、同法案は時代遅れであり、むしろ、遅くまで営業している六大都市を例外にすべきであるとの認識を示している。

しかし、一方、同法案が審議された衆議院の社会事業法案外二件委員会では、別の見解が示されていた。三月五日に開催された同委員会で、群馬選出の最上政三委員⁽⁵⁾は、次のような質問を行っている。「地方ノ都市ニ於テハ夏ノ夜ナドハ暑クテ其為ニ店ヲ開イテ十一時、十二時頃マデ涼ンデ居ルト云フ状態デアル、大キナ商店ハ兎モ角トシテ私ノ申スノハ小サナ商店デスガ、サウ云フ場合ニ十時過ギニ客ガ来ル、ソレニ販売スルト此規定ニ

(3) 社会大衆党、東京選出、衆議院参議院『議会制度七十年史』政党会派篇 大蔵省印刷局 1961年 591ページ

(4) 『帝国議会衆議院議事速記録70 第73議会（昭和12年）上』東京大学出版会 1984年 433ページ

(5) 立憲民主党、群馬選出、衆議院参議院『議会制度七十年史』政党会派篇 大蔵省印刷局 1961年 587ページ

依ッテ直チニ処罰サレルト云フコトデハ、唯サヘ生活ニ脅威ヲ感ジテ居今日デアルカラ」と述べ、また、「私カラ申セバ更ニ小商工業者救済ノ為ニ、除外例トスル所ノ11時位マデ是等商店ニハ許シテ戴キタイト考ヘルノデアリマス」⁽⁶⁾と述べているように、地方都市に於いても大都市と同様の遅い時刻まで営業しており、10時閉店は、影響が大きいので閉店時刻の規定を遅らせるべきだと述べている。

商店法の適用範囲は、「市及び主務大臣ノ指定スル町村」であるので地方の市は、同法の適用を受けることになるが、地方都市の閉店時刻の実態によっては、同法が商店経営や一般の消費者に与える影響や労働保護政策としての効果の大きさに違いが生じることになる。したがって、次に、地方都市の商店街の閉店時刻を明らかにし、同法の適用が地方都市商店に対してどの程度まで及ぶのかについて検討したい。

3 各都市商店街の閉店時刻

ここでは、それぞれの都市の商店街の閉店時刻の実態について検討するが、まず、その前に東京と大阪の商店街の閉店時刻を明らかにし、それとの比較において地方都市の閉店時刻について考察したい。

まず、東京市についてみてみよう。東京商工会議所が1935（昭和10）年に東京市内の商店会に属する商店街小売店について調査したところによると、夏期は、11時閉店が56%で最も多く、次いで10時と10時30分がそれぞれ16%であった。11時以降の閉店は、65%であった。冬期は、夏期より若干早く、11時が53%、10時が25%、10時30分が12%であった。11時以降の閉店は57%であった。商店法の規定を満たす10時以前の閉店は、夏期は、18%、冬期は、29%であった⁽⁷⁾。

次に、大阪市についてみてみよう。大阪商工会議所が1935（昭和10）年に大阪市内の13の主要な商店街について調査したところによると、13の商店街に所在する商店の平均で夏期は、11時閉店が53%で最も多く、次いで、12時が21%、11時30分が10%であった。11時以降の閉店が85%を占めていた。冬期は、夏期より若干早かったが、11時が52%、12時が19%、10時が10%で、81%が11時以降の閉店であった。10時以前の閉店は、夏期は、12%、冬期は、14%で9割近い商店は、商店法の施行により閉店時刻の繰上げを迫られることになっていた⁽⁸⁾。

(6) 『帝国議会議院委員会議録<昭和篇>95』東京大学出版会 1996年 430～431ページ

(7) 東京商工会議所『商店法に関する調査』東京商工会議所 1936（昭和11）年 69～70ページ

(8) 大阪商工会議所『大阪市内主要商店街調査報告』大阪商工会議所 1936（昭和11）年 19～23ページ

表1 商店街別閉店時刻

(午後 時:分)

| | | | | | | |
|----------|------|------|----------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|-------|
| 11:30 | | | | 下関㊦ | 呉㊤ | |
| 11:00 | | | 大津㊥㊧ 姫路㊤㊦鳥取 ㊤福山㊥㊧松 江 高知 | 広島㊦呉㊥ 宇部㊥㊦㊧㊦ 下関㊦徳島㊥ ㊦松山㊤ | 広島㊦㊧ 宇和島㊤㊦㊧ 下関㊦鳥取㊦ 徳島㊤ | 徳島㊦ |
| 10:30 | | | 明石㊤岡山 広島㊥㊦㊧ 米子 尾道㊥ ㊤松山㊥ | 下関㊤ | 宇和島㊥㊦ 下関㊥ | |
| 10:00 | | | 姫路㊥㊦㊧㊦ トチ 広島㊤鳥取㊥ | | | |
| 9:30 | 明石㊥ | | | | | |
| 9:00 | | | | | | |
| 夏期 冬季 | 9:00 | 9:30 | 10:00 | 10:30 | 11:00 | 11:30 |

(出所) 日本商工会議所『各都市に於ける商店街調査(近畿, 中国, 四国地方)』日本商工会議所 1936(昭和11)年により作成

(注) 表中の㊥㊦等の記号は表2の商店街名

これらの実態をふまえて次に、地方都市の商店街の閉店時刻についてみてみよう。表1は、閉店時刻の判明している17都市52商店街の閉店時刻を示したものである。市内に複数の商店街が存在する場合は、別個に表示した。

まず、全般的には、閉店時刻の遅い都市が多い傾向にあると言える。夏期・冬期ともに午後11時閉店の商店街は、徳島・下関・鳥取・広島・宇和島のそれぞれ一部の8商店街である。特に、下関・呉の2商店街は夏期に、徳島の1商店街は冬期に11時30分閉店となっており、これらの商店街では東京や大阪などの大都市と同様の遅い閉店時刻が実施されていた。

最も多い10商店街が夏期11時・冬期10時30分閉店であった。これは、広島・呉・下関・徳島・松山のそれぞれ一部と宇部であった。次いで、9商店街が夏期11時・冬期10時閉店であった。これは、姫路・鳥取のそれぞれ一部と大津・松江・福山・高知であった。

次いで、夏期10時30分・冬期10時閉店が広島・松山・明石のそれぞれ一部と米子・岡山・尾道の9商店街、通年10時30分が下関の一部であった。一般的には、閉店時刻は、通年同じ時刻か夏期が30分から1時間遅くなっているが、下関・宇和島のそれぞれ一部の3商店街は、夏期10時30分・冬期11時、徳島の一部が夏期11時・冬期11時30分で共に冬期のほうが30分遅くなっていた。

商店法の閉店時刻の規定を満たしている通年10時閉店であったのは、姫路・鳥取・広島
のそれぞれ一部、8商店街であった。他に、明石の1商店街が夏期9時30分・冬期9時閉
店で他の商店街よりかなり早くなっていた。

遅い閉店時刻のひとつの目安として午後11時以降閉店の商店街の割合をみた場合、地方
都市商店街では、夏期は、30商店街で58%、冬期は、13商店街で25%であった。前述の東
京の夏期65%・冬期57%、大阪の夏期85%・冬期81%と比較すると地方都市商店街は、夏
期は、大阪とはかなりの開きがあったが、東京に近い割合が11時以降閉店となっており、
大都市と同じ程度の遅い閉店時刻は、かなりの地方都市でみられたと言える。しかし、冬
期については、その割合は、かなり小さくなっており、この点に大都市と地方都市の商習
慣の相違が認められる。

また、商店法の要求している10時以前に閉店しているのは、17都市52商店街中4都市9
商店街だけであり、約8割の商店街は、同法の施行により閉店時刻を30分から1時間30分
程度繰上げる必要が出てくることになっていた。ここで取り上げた各都市は、県庁所在地
や地域の中核都市であり、それ以外の中小都市の実態は不明であるのですべての地方都市
の商店に対する同法の影響を評価することはできないが、少なくともここで見る限りでは、
同法の影響は、六大都市のような主要な大都市のみならず、人口数万人規模の地方都市に
まで及ぶことになり、同法の成立は、全国的な問題であったと捉える必要がある。

4 遅い閉店時刻の原因

ここでは、商店の遅い閉店時刻の原因について考察する。表2は、閉店時刻の遅い順に
各都市の商店街の構成や現状をまとめたものである。表から判るように17都市中12都市で
は複数の商店街があり、商店街別に閉店時刻などの項目が示されている。

(1) 最も遅い11時30分閉店の商店街のある都市

(1-1) 呉

呉には、① 本通筋 と ② 中通筋 の2つの商店街があった。

閉店時刻は、①は、夏期11時・冬期10時30分、②は、夏期11時30分・冬期11時で②がそ
れぞれ30分遅くなっていた。

まず、各商店街の顧客についてみてみよう。これは、①、②ともに全市及沿岸島嶼部付
近隣接町村民で違いはなかった。

次に、各商店街の小売店の営業状態（開業年次、従業員数、店舗、売り場面積）につい

表2 都市別・商店街別閉店時刻

| 都市 (人口) | 商店街名 | 小売業者数 | 閉店時刻 | | 開業年次 (%) | | | | | 従業員数 (%) | | | |
|----------------|----------------|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|-----------|----------|------------------|------------------|--|
| | | | 夏期午後 時:分 | 冬期午後 時:分 | 昭和 6年 以後 | 昭和 5年 迄 | 大正 末年 迄 | 大正 9年 迄 | 明治 期以前 | 1 人 | 2 3 人 | 4 5 人 | |
| 呉 231,334人 | ㊶本通筋 | 122 | 11:00 | 10:30 | 28.7 | 18.9 | 9.0 | 10.7 | 32.8 | 9.8 | 55.7 | 18.0 | |
| | ㊷中通筋 | 176 | 11:30 | 11:00 | 29.5 | 21.6 | 14.8 | 20.5 | 13.6 | 16.5 | 63.6 | 14.2 | |
| 下関 132,738人 | ㊸西ノ端町 | 64 | 10:40 | 10:50 | 29.7 | 9.4 | 10.9 | 17.2 | 32.8 | 18.8 | 50.0 | 18.8 | |
| | ㊹赤間町 | 40 | 10:30 | 10:20 | 30.0 | 22.5 | 5.0 | 22.5 | 20.0 | 17.5 | 30.0 | 27.5 | |
| | ㊺岬ノ町 | 36 | 11:00 | 10:30 | 27.8 | 16.7 | 11.1 | 30.6 | 13.9 | 11.1 | 36.1 | 27.8 | |
| | ㊻西細江町 | 107 | 11:00 | 11:00 | 33.6 | 16.8 | 10.3 | 20.6 | 18.7 | 24.3 | 39.3 | 20.6 | |
| | ㊼茶山通り | 135 | 11:20 | 10:30 | 45.2 | 17.8 | 16.3 | 12.6 | 8.1 | 34.1 | 55.6 | 7.4 | |
| 徳島 97,022人 | ㊽籠屋町 | 72 | 11:00 | 10:30 | 26.4 | 22.2 | 9.7 | 12.5 | 29.2 | 15.3 | 40.3 | 27.8 | |
| | ㊾東新町 | 40 | 11:00 | 10:30 11:00 | 10.0 | 5.0 | 15.0 | 10.0 | 60.0 | 2.5 | 17.5 | 47.5 | |
| | ㊿西新町一丁目 | 27 | 10:30 11:00 | 10:30 | 11.5 | 7.7 | 19.2 | 11.5 | 50.0 | 3.7 | 40.7 | 25.9 | |
| | ㊽新町橋筋 | 21 | 11:00 | 11:30 | 9.5 | 9.5 | 0 | 9.5 | 71.4 | 4.8 | 52.4 | 28.6 | |
| 鳥取 45,335人 | ㊽鹿野街道筋 | 89 | 10:00 | 10:00 | 11.1 | 13.3 | 10.0 | 12.2 | 53.3 | 9.0 | 52.8 | 25.8 | |
| | ㊾智頭街道筋 | 90 | 11:00 | 10:00 | 26.6 | 11.7 | 5.3 | 18.1 | 38.3 | 4.6 | 43.7 | 21.8 | |
| | ㊿若桜街道筋 | 90 | 11:00 | 11:00 | 25.6 | 10.0 | 10.0 | 13.3 | 41.1 | 11.4 | 46.6 | 25.0 | |
| 広島 310,117人 | ㊽堺町筋 | 68 | 10:29 | 10:05 | 25.0 | 8.8 | 4.4 | 16.2 | 45.6 | 11.8 | 19.1 | 32.4 | |
| | ㊾中島筋 | 48 | 9:57 | 9:52 | 29.2 | 10.4 | 4.2 | 22.9 | 33.3 | 2.1 | 39.6 | 29.2 | |
| | ㊿本通 | 162 | 10:54 | 10:44 | 14.2 | 9.3 | 10.5 | 16.0 | 50.0 | 1.2 | 16.7 | 29.0 | |
| | ㊽金座街 | 46 | 11:05 | 10:52 | 21.7 | 23.9 | 17.4 | 19.6 | 17.4 | 0 | 28.3 | 26.1 | |
| | ㊾東西新天地 | 60 | 11:13 | 10:52 | 30.0 | 25.0 | 28.3 | 13.3 | 3.3 | 8.3 | 53.3 | 20.0 | |
| | ㊿京橋通り | 138 | 10:24 | 9:56 | 26.1 | 10.1 | 12.3 | 18.1 | 33.3 | 13.8 | 39.1 | 18.8 | |
| | ㊽鷹野橋筋 | 55 | 10:32 | 10:00 | 29.1 | 20.0 | 18.2 | 10.9 | 21.8 | 9.1 | 50.9 | 20.0 | |
| 宇和島 51,280人 | ㊽追手通り | 41 | 10:30 | 11:00 | 43.9 | 19.5 | 9.8 | 9.8 | 17.1 | 19.0 | 47.6 | 9.5 | |
| | ㊾袋町筋 | 148 | 11:00 | 11:00 | 45.9 | 16.9 | 12.2 | 8.1 | 16.9 | 43.9 | 35.1 | 13.2 | |
| | ㊿恵美須町 船大工町筋 | 93 | 11:00 | 11:00 | 30.1 | 15.1 | 12.9 | 9.7 | 32.3 | 26.7 | 42.2 | 24.4 | |
| | ㊽朝日町筋 | 71 | 11:00 | 11:00 | 50.7 | 32.4 | 9.9 | 5.6 | 1.4 | 50.0 | 43.8 | 6.3 | |
| | ㊾和霊町筋 | 101 | 10:30 | 11:00 | 41.6 | 21.8 | 14.9 | 13.9 | 7.9 | 76.0 | 22.0 | 2.0 | |
| 宇部 76,644人 | ㊽常磐通 | 48 | 11:00 | 10:00 10:30 | 27.1 | 10.4 | 18.8 | 22.9 | 20.8 | 10.4 | 43.8 | 29.2 | |
| | ㊾綿橋通り | 56 | 11:00 | 10:30 | 10.7 | 17.9 | 17.9 | 23.2 | 30.4 | 19.6 | 50.0 | 21.4 | |
| | ㊿新町 | 24 | 11:00 | 10:30 | 8.3 | 12.5 | 16.7 | 33.3 | 29.2 | 20.8 | 45.8 | 33.3 | |
| | ㊽西本町 | 25 | 11:00 | 10:30 | 28.0 | 12.0 | 20.0 | 24.0 | 16.0 | 36.0 | 40.0 | 8.0 | |
| 松山 81,940人 | ㊽湊町 | 140 | 10:30 | 10:00 | 31.2 | 20.6 | 13.5 | 12.8 | 22.0 | 2.9 | 47.1 | 27.1 | |
| | ㊾大街道 | 141 | 11:00 | 10:30 | 32.6 | 12.8 | 17.7 | 9.2 | 27.7 | 7.1 | 45.4 | 29.1 | |

戦前期日本における近畿・中国・四国の地方都市商店街の閉店時刻（福森 徹）

| | | | 店 舗 | | | | | 小売業者の構成 (%) | | | 小売店以外の業者の構成 (実数) | | | |
|-------------------|--------------------|---------------|--------------------|---------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------|-------------|-------------|------------------|------------------|----------------------------|-------------|
| 6 10 人 | 11 30 人 | 31 人 以上 | 自 己 持 (%) | 借 家 (%) | 住 宅 併 用 (%) | 营 業 専 用 (%) | 売 場 面 積 (坪) | 衣 料 品 | 食 料 品 | 文 化 品 | 百 貨 店 | 小 売 市 場 | 劇 場 ・ 映 画 館 | 飲 食 店 |
| 14.8 | 1.6 | 0 | 32.0 | 68.0 | 96.7 | 3.3 | 16.7 | 33.6 | 11.5 | 32.8 | 中2 | 0 | 0 | 1 |
| 4.5 | 1.1 | 0 | 25.0 | 75.0 | 90.3 | 9.7 | 11.0 | 48.9 | 12.5 | 27.8 | 0 | 0 | 3 | 24 |
| 9.4 | 3.1 | 0 | 18.8 | 81.3 | 81.3 | 18.8 | 11.1 | 40.6 | 17.2 | 26.6 | 0 | 0 | 0 | 18 |
| 20.0 | 5.0 | 0 | 17.5 | 82.5 | 95.0 | 5.0 | 19.4 | 45.0 | 17.5 | 17.5 | 0 | 0 | 1 | 10 |
| 11.1 | 13.9 | 0 | 25.0 | 75.0 | 86.1 | 13.9 | 18.3 | 27.8 | 8.3 | 30.6 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 8.4 | 6.5 | 0.9 | 11.2 | 88.8 | 83.2 | 16.8 | 16.1 | 36.4 | 23.4 | 21.5 | 大1 | 1 | 1 | 41 |
| 3.0 | 0 | 0 | 3.0 | 97.0 | 93.3 | 6.7 | 7.5 | 35.6 | 25.2 | 15.6 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 13.9 | 2.8 | 0 | 15.5 | 84.5 | 88.7 | 11.3 | 11.0 | 65.7 | 8.6 | 14.3 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 22.5 | 5.0 | 5.0 | 41.0 | 59.0 | 84.6 | 15.4 | 9.0 | 64.9 | 8.3 | 16.2 | 中1小1 | 0 | 0 | 0 |
| 25.9 | 0 | 3.7 | 10.3 | 89.7 | 89.3 | 10.7 | 12.0 | 55.6 | 3.7 | 25.9 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 14.3 | 0 | 0 | 28.6 | 71.4 | 90.5 | 9.5 | 14.0 | 42.9 | 14.3 | 19.0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 9.0 | 3.4 | 0 | 59.8 | 40.2 | 100 | 0 | 12.7 | 15.7 | 58.4 | 11.2 | 0 | 1 | 0 | 3 |
| 23.0 | 6.9 | 0 | 40.7 | 59.3 | 100 | 0 | 17.0 | 42.2 | 15.6 | 28.9 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 14.8 | 2.3 | 0 | 40.0 | 60.0 | 100 | 0 | 13.1 | 42.2 | 17.8 | 23.3 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 32.4 | 4.4 | 0 | 30.9 | 69.1 | 89.7 | 10.3 | 13.9 | 30.9 | 14.7 | 38.2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 25.0 | 2.1 | 2.1 | 14.6 | 85.4 | 93.8 | 6.3 | 15.6 | 43.8 | 10.4 | 31.3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 34.0 | 17.3 | 1.9 | 36.4 | 63.4 | 84.6 | 15.4 | 22.9 | 51.2 | 9.3 | 25.3 | 中1小2 | 0 | 0 | 4 |
| 28.3 | 17.4 | 0 | 23.9 | 76.1 | 87.0 | 13.0 | 14.6 | 52.2 | 23.9 | 21.7 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| 15.0 | 3.3 | 0 | 5.0 | 95.0 | 70.0 | 30.0 | 8.5 | 30.0 | 18.3 | 45.0 | 0 | 0 | 4 | 29 |
| 22.5 | 5.8 | 0 | 25.4 | 74.6 | 93.5 | 6.5 | 12.8 | 33.3 | 21.7 | 20.3 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 18.2 | 1.8 | 0 | 32.7 | 67.3 | 85.5 | 14.5 | 11.9 | 25.5 | 27.3 | 21.8 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| 23.8 | 0 | 0 | 34.1 | 65.9 | 92.7 | 7.3 | 9.0 | 20.0 | 25.0 | 20.0 | 小1 | 0 | 1 | 4 |
| 4.4 | 3.5 | 0 | 30.4 | 69.6 | 92.6 | 7.4 | 11.0 | 43.9 | 17.6 | 16.9 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 6.7 | 0 | 0 | 37.6 | 63.4 | 98.9 | 1.1 | 11.7 | 36.6 | 15.1 | 19.4 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 0 | 0 | 0 | 43.7 | 56.3 | 100 | 0 | 7.3 | 19.7 | 35.2 | 19.7 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 0 | 0 | 0 | 22.8 | 77.2 | 97.0 | 3.0 | 7.6 | 12.9 | 37.6 | 11.9 | 0 | 0 | 1 | 9 |
| 12.5 | 4.2 | 0 | 22.9 | 77.1 | 95.8 | 4.2 | 15.5 | 43.8 | 12.5 | 25.0 | 小1 | 0 | 0 | 0 |
| 7.1 | 1.8 | 0 | 28.6 | 71.4 | 92.9 | 7.1 | 11.0 | 41.7 | 30.4 | 19.6 | 0 | 1 | 0 | 7 |
| 0 | 0 | 0 | 16.7 | 83.3 | 83.3 | 16.7 | 16.0 | 45.8 | 20.8 | 29.2 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 8.0 | 4.0 | 4.0 | 44.0 | 56.0 | 84.0 | 16.0 | 13.7 | 34.8 | 26.9 | 23.1 | 0 | 0 | 1 | 9 |
| 17.1 | 5.7 | 0 | 27.9 | 72.1 | 91.4 | 8.6 | 14.5 | 50.0 | 7.9 | 24.3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 13.5 | 4.3 | 0.7 | 27.7 | 72.3 | 91.5 | 8.5 | 12.3 | 34.2 | 27.4 | 25.3 | 0 | 0 | 3 | 10 |

| 都市 (人口) | 商店街名 | 小売業者数 | 閉店時刻 | | 開業年次 (%) | | | | | 従業員数 (%) | | | |
|----------------|----------------|-------|-----------------|-----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------|------------------|------------------|--|
| | | | 夏期 午後 時:分 | 冬期 午後 時:分 | 昭和 6年 以後 | 昭和 5年 迄 | 大正 末年 迄 | 大正 9年 迄 | 明治 期以 前 | 1 人 | 2 3 人 | 4 5 人 | |
| 天津 71,065人 | ㊦中町通り | 106 | 11:00 | 10:00 | 23.6 | 5.7 | 12.3 | 17.0 | 41.5 | 51.9 | 21.7 | 19.8 | |
| | ㊧石川鳥居川町 | 84 | 11:00 | 10:00 | 53.6 | 36.9 | 4.8 | 3.6 | 1.2 | 64.3 | 25.0 | 8.3 | |
| 姫路 91,371人 | ㊦元塩町 | 65 | 10:00 | 10:00 | 29.8 | 7.0 | 5.3 | 0 | 57.9 | 15.8 | 35.1 | 35.1 | |
| | ㊧東二階町 | 60 | 11:00 | 10:00 | 10.4 | 12.5 | 20.8 | 16.7 | 39.6 | 6.3 | 37.5 | 25.0 | |
| | ㊨中二階町 | 45 | 10:00 | 10:00 | 7.5 | 7.5 | 12.5 | 25.0 | 47.5 | 2.5 | 37.5 | 30.0 | |
| | ㊩西二階町 | 44 | 11:00 | 10:00 | 25.0 | 2.8 | 13.9 | 11.1 | 47.2 | 5.6 | 52.8 | 19.4 | |
| | ㊪竪町 | 21 | 10:00 | 10:00 | 5.9 | 23.5 | 0 | 11.8 | 58.8 | 5.9 | 47.1 | 29.4 | |
| | ㊫俵町 | 37 | 10:00 | 10:00 | 9.1 | 27.3 | 3.0 | 12.1 | 48.5 | 3.0 | 54.5 | 21.2 | |
| | ㊬福中町・ 福中内新町 | 49 | 10:00 | 10:00 | 10.9 | 10.9 | 17.4 | 17.4 | 43.5 | 13.0 | 34.8 | 26.1 | |
| ㊭駅前通り | 85 | 10:00 | 10:00 | 33.9 | 8.1 | 19.4 | 19.4 | 19.4 | 21.0 | 35.5 | 27.4 | | |
| 松江 52,034人 | 末次本町 | 55 | 11:00 | 10:00 | 29.1 | 7.3 | 5.5 | 12.7 | 45.5 | 3.6 | 47.3 | 7.3 | |
| 福山 58,186人 | ㊦本通筋 | 192 | 11:00 | 10:00 | 15.3 | 14.2 | 14.6 | 18.1 | 37.8 | 20.1 | 61.5 | 9.0 | |
| | ㊧霞町通筋 | 145 | 11:00 | 10:00 | | | | | | | | | |
| 高知 103,414人 | 新京橋・京町・ 中種 | 131 | 11:00 | 10:00 | 30.5 | 19.8 | 13.7 | 19.1 | 15.3 | 0.8 | 55.0 | 21.4 | |
| 米子 36,635人 | 本町通り | 115 | 10:30 | 10:00 | 20.0 | 14.8 | 14.8 | 9.6 | 40.9 | 2.6 | 67.0 | 20.9 | |
| 岡山 66,145人 | 中央八ヶ町 | 375 | 10:30 | 10:00 | 19.9 | 8.8 | 8.3 | 15.9 | 47.0 | 6.6 | 46.5 | 21.5 | |
| 尾道 30,776人 | ㊦荒神堂 | 20 | 10:30 | 10:00 | 30.0 | 10.0 | 40.0 | 20.0 | 0 | 45.0 | 35.0 | 15.0 | |
| | ㊧本通り | 107 | 10:30 | 10:00 | 21.5 | 9.3 | 16.8 | 20.6 | 31.8 | 16.8 | 62.6 | 10.3 | |
| 明石 42,637人 | ㊦本町通り | 76 | 9:30 | 9:00 | 27.6 | 9.2 | 11.8 | 14.5 | 36.8 | 10.5 | 39.5 | 34.2 | |
| | ㊧駅前通り | 53 | 10:30 | 10:00 | 34.0 | 13.2 | 11.3 | 17.0 | 24.5 | 1.9 | 56.5 | 24.5 | |

(出所) 日本商工会議所『各都市に於ける商店街調査(近畿, 中国, 四国地方)』

(注) 百貨店の大は大規模百貨店(5階以上), 中は中規模百貨店(3階, 4階),

戦前期日本における近畿・中国・四国の地方都市商店街の閉店時刻（福森 徹）

| | | | 店 舗 | | | | | | 小売業者の構成 (%) | | | 小売店以外の業者の構成 (実数) | | | |
|-------------------|--------------------|---------------|------------|-----------|-------------|-------------|-------------|------|-------------|------|----------|---------------------|--------|-----|--|
| 6 10 人 | 11 30 人 | 31 人 以上 | 自己持 (%) | 借家 (%) | 住宅併用 (%) | 営業専用 (%) | 売場面積 (坪) | 衣料品 | 食料品 | 文化品 | 百貨店 | 小売市場 | 劇場・映画館 | 飲食店 | |
| 4.7 | 1.9 | 0 | 42.5 | 57.5 | 94.3 | 5.7 | 9.0 | 29.2 | 32.1 | 24.5 | 小1 | 1 | 3 | 9 | |
| 2.4 | 0 | 0 | 21.4 | 78.6 | 95.2 | 4.8 | 7.5 | 25.0 | 33.3 | 23.8 | 小2 | 0 | 0 | 22 | |
| 10.5 | 0 | 0 | 57.9 | 42.1 | 91.2 | 8.8 | 3.0 | 40.0 | 12.3 | 20.0 | 0 | 0 | 0 | 1 | |
| 25.0 | 6.3 | 0 | 41.7 | 58.3 | 91.7 | 8.3 | 11.1 | 43.3 | 21.7 | 21.7 | 中1 | 0 | 0 | 2 | |
| 27.5 | 2.5 | 0 | 62.5 | 37.5 | 92.5 | 7.5 | 17.7 | 53.3 | 9.4 | 28.9 | 中1 | 0 | 0 | 0 | |
| 19.4 | 2.8 | 0 | 55.6 | 44.4 | 94.4 | 5.6 | 20.8 | 40.9 | 15.9 | 25.0 | 中1 | 0 | 0 | 4 | |
| 17.6 | 0 | 0 | 64.7 | 35.3 | 100 | 0 | 17.1 | 28.6 | 14.3 | 42.9 | 0 | 0 | 0 | 1 | |
| 18.2 | 3.0 | 0 | 51.5 | 48.5 | 93.9 | 6.1 | 19.5 | 35.1 | 13.5 | 18.9 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 23.9 | 2.2 | 0 | 67.4 | 32.6 | 97.8 | 2.2 | 16.3 | 51.0 | 16.3 | 14.3 | 0 | 0 | 1 | 3 | |
| 11.3 | 4.8 | 0 | 30.6 | 67.4 | 77.4 | 22.6 | 12.1 | 22.4 | 41.2 | 22.4 | 0 | 0 | 0 | 16 | |
| 30.9 | 10.9 | 0 | 49.1 | 50.9 | 94.5 | 5.5 | 15.2 | 27.3 | 25.5 | 21.8 | 0 | 0 | 1 | 2 | |
| 7.3 | 2.1 | 0 | 47.6 | 52.4 | 99.7 | 0.3 | 11.2 | 37.0 | 18.8 | 25.5 | 0 | 0 | 0 | 1 | |
| | | | | | | | | 31.0 | 26.9 | 13.8 | 0 | 0 | 0 | 6 | |
| 12.2 | 9.2 | 1.5 | 28.2 | 71.8 | 81.4 | 18.6 | 14.8 | 61.1 | 6.1 | 18.3 | 小1 | 0 | 2 | 9 | |
| 7.0 | 2.6 | 0 | 51.3 | 48.7 | 97.4 | 2.6 | 14.0 | 50.4 | 13.0 | 14.8 | 0 | 0 | 0 | 1 | |
| 17.2 | 7.1 | 1.3 | 42.4 | 57.6 | 91.9 | 8.1 | 15.5 | 45.1 | 13.3 | 23.5 | 小1 中1 | 0 | 1 | 14 | |
| 5.0 | 0 | 0 | 5.0 | 95.0 | 80.0 | 20.0 | 5 | 75.0 | 15.0 | 10.0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 0 | 6.5 | 0.9 | 24.3 | 75.7 | 98.1 | 1.9 | 12 | 46.7 | 13.1 | 19.6 | 0 | 0 | 0 | 4 | |
| 15.8 | 0 | 0 | 50.0 | 50.0 | 94.7 | 5.3 | 12.0 | 40.8 | 27.6 | 19.7 | 0 | 1 | 0 | 1 | |
| 15.1 | 1.9 | 0 | 35.8 | 64.2 | 94.3 | 5.7 | 10.6 | 32.1 | 39.6 | 17.0 | 0 | 0 | 0 | 19 | |

日本商工会議所 1936(昭和11)年により作成
小は小規模百貨店（1階，2階）を指す。

てみてみよう。開業年次は、昭和期の開業はともに50%前後で差はなかったが、①は、明治期の開業が33%あり古い店がやや多くなっていた。従業員数は、①は、3人以下が66%、②は、80%で②のほうが小規模小売店が若干多かった。店舗については、①は、自己持店舗の比率が32%、住宅併用店舗の比率が97%でそれぞれ②よりやや高かった。売り場面積は、①は、16,7坪、②は、11坪で②のほうが小規模であった。営業状態については、②は、比較的新しく、小規模の小売店で構成されていたといえる。

次に、各商店街の小売店の構成についてみてみよう。①は、衣料品34%、食料品12%、文化品33%、②は、それぞれ、49%、13%、28%となっており、②は、衣料品の割合が高かった。

小売店以外の業者の構成についてみてみよう。物品販売業では、商店街の小売店の経営に大きな影響を与えたと考えられる百貨店は、①に中規模百貨店が2店存在したが、②にはなかった。また、①には、付近に公設市場1、私設市場3があった。接客業では、②には寄席・劇場が1軒、映画館が2軒あり、また、付近に映画館や多くの玉突・遊技場があった。この他、飲食店類は、①には1軒だけであったのに対して、②には24軒あった。

このように、商店街①と②は異なった性格を持っていたといえる。つまり、②は、商店街内や付近に映画館などの娯楽施設と多くの飲食店を持ち、定期的に夜店が開かれるなど盛り場・歓楽街の性格を持ち、比較的新しく、小規模の小売店で構成されていたといえる。それに対して、①は、商店街内に2店の百貨店を持ち、付近に4つの公・私設市場があるなど買回り品と最寄り品の両方を供給する商業に特化した、つまり、純商化した性格をもち、古い商店が比較的多い商店街であったといえる。

閉店時刻は、夏期・冬期ともに②が30分遅く、特に、夏期は、11時30分になっていたが、これは、②が盛り場・歓楽街であったためであると考えられる。しかし、①との差は30分であり、商業に特化した傾向の強い商店街である①でもかなり遅い閉店時刻であったといえる。この原因については、確かなことはいえないが、閉店時刻の遅い②との競争の必要、あるいは、①内にある百貨店の影響、つまり、一般の小売店は、百貨店の閉店後の時間帯の顧客の売り上げが経営上無視できないことなどが考えられる。

(1-2) 下関

下関には、① 西ノ町、② 赤間町、③ 岬ノ町、④ 西細江町、⑤ 茶山通り の5つの商店街があった。

閉店時刻は、①は、夏期10時40分・冬期10時50分、②は、10時30分・10時20分、③は、11時・10時30分、④は、11時・11時、⑤は、11時20分・10時30分であった。⑤の夏期が11時20分であるのを除けば、概ね10時30分から11時であった。

商店街の顧客は、各商店街ともにそれが立地する地域の住民を中心にしており、職業的には全般に亘っていた点は、共通するが、㊦と㊧は、下関駅・港に近いため旅行者・船員等が顧客となっていた。また、㊨は、朝鮮人住民を多数顧客としていた。

各商店街の営業状態についてみてみよう。開業年次は、㊦は、明治期以前の開業が33%で若干古い商店が多いといえるが、それ以外は昭和期の開業が多く、㊨は、63%がそうであった。従業員数は、3人以下が、㊧と㊨は、47・8%であったが、㊦は、69%、㊧は、64%で、㊨は、90%に達していた。店舗の自己持比率は、㊨が著しく小さく3%であった。また、80%以上が住宅併用であった。売場面積は、㊨が7,5坪で他よりかなり小さかった。

小売店の構成は、㊦、㊧は、衣料品が他の商店街に比べてやや多く、㊧、㊨は、食料品がやや多くなっていた。また、㊨は、文化品がやや多くなっていたが小売店の構成に著しい差異はなかった。

小売店以外の業者の構成については、百貨店は、㊧に大規模店が1店あったが他にはなかった。小売市場は、㊧に日用品を主とする市場が1ヶ所あった。㊦・㊧共通の地域に劇場1、映画館2、㊦・㊧・㊨共通の地域に映画館3があった。飲食店は、㊦、㊧、㊨に多くみられ、また、㊧には旅館・料理屋が多くみられた。

㊨については、夏期のみ他の商店街より遅い閉店時刻であったが、これはこの商店街の零細な経営規模に由来するところが大きいと考えられる。㊧については、通年11時閉店であったが、これは、下関駅・港に近い立地条件に起因する繁華街・歓楽的な性格によるものであると考えられる。これに対して、このような立地条件・性格がより小さいと考えられる他の商店街は、若干早い閉店時刻になっていたと考えられる。

（1-3） 徳島

徳島には、㊦ 籠屋町、㊧ 東新町、㊨ 西新町、㊩ 新町橋筋の4つの商店街があった。

閉店時刻は、㊦は、夏期11時・冬期10時30分、㊧は、11時・10時30分若しくは11時、㊨は、10時30分若しくは11時・10時30分、㊩は、11時・11時30分であった。

商店街の顧客は、いずれも全市一般の市民及び近郊方面の農山漁村で強いて言えば県下全般ということであった。

営業状態について、開業年次は、㊦は、昭和期の開業が約半数で新しい商店が多く、㊧・㊨・㊩は、明治期以前の開業が半数以上を占め、特に㊩は、70%に上った。従業員数は、㊦と㊩は、3人以下が半数以上であった。㊧は、3人以下は20%で比較的多かったといえるがこれは百貨店2店の影響によるものと考えられる。店舗の自己持比率は、㊧は41%で他より多く、売り場面積は、㊧は9坪（百貨店は除く）でやや小さかった。

小売店の構成は、㊦・㊧・㊨は半数以上が衣料品であった。特に㊦と㊧は、約65%を占めており、これは他の都市と比べて高い割合になっていた。㊦・㊧・㊨は、次ぎに文化用品が約15~25%で、食料品の割合は小さかった。㊩は、他と比べて衣料品の割合が低く、食料品の割合が高かった。

小売店以外の業者の構成については、まず、百貨店は、㊧に小規模百貨店2店、中規模百貨店2店の4店があった。他に㊦に小売市場が1ヶ所、㊦と㊧の付近に映画劇場が2館、㊨と㊩の付近に映画劇場が2館あった。

各商店街の閉店時刻は、夏期は、ほぼ11時であったが、冬期は、㊩が11時30分で他の商店街より1時間から30分遅くなっていた。この理由のひとつとして次のことが考えられる。㊧は、百貨店が2店設立されたことにより、他の商店街から繁栄が移り、商店街中唯一の繁栄街になったとされている。この影響で㊦は漸次不振となり、㊨は、同商店街にあった有名呉服店の㊧への移転と百貨店の出現により客足を同商店街まで引き難しくなり漸次不振に陥ったとされている。㊩は、古くから繁栄街の中心で最近まで常に王座を占めていたが、㊨の衰退と近隣の盛り場・映画劇場の興亡に影響され、㊧に繁栄を奪われる傾向にあるとされている。つまり、㊩の場合には、減少した売り上げを閉店時刻の繰下げにより、一部は、㊧閉店後の客を吸収することにより補おうとしたことが遅い閉店時刻をもたらした可能性はある。しかし、同じく㊧の繁栄のため不振に陥った㊦や㊨の閉店時刻は、㊧とほぼ同じかやや早く、㊩と同様には考えられない(ただし、いずれの商店街も百貨店の出現以前と比べて閉店時刻がどう変化したのかは不明のため、実際には、いずれも閉店時刻が繰下げられた可能性はある)

(2) 夏期11時・冬期11時閉店の商店街のある都市

(2-1) 鳥取

鳥取には、㊦ 鹿野街道筋、㊧ 智頭街道筋、㊨ 若桜街道筋の3つの商店街があった。閉店時刻は、㊦は、夏期10時・冬期10時、㊧は、夏期11時・冬期10時、㊨は、夏期11時・冬期11時であった。

商店街の顧客は、㊦は、山陰隋一の魚菜市场街で商人及び農村民、㊧は、市部の中心街で交通の便よく農村及び市内俸給生活者、㊨は、㊧と同じで智頭街道とともに発展した。

商店街や景気の動向については、㊦は、昔は最も繁華であったが、交通の中心が他に移動したため、普通商店街は衰微し、市場は益々繁栄したとされている。㊧と㊨は、交通その他の地の利を得て益々繁栄したとされている。

営業状態について、開業年次は、㊦は、明治期以前の開業が53%で古い店が比較的多か

った。㊸と㊹は、よく似た構成であった。従業員数は、3人以下は、㊸と㊹は、60%前後、㊸は、50%弱で㊹が若干多かった。店舗については、自己持比率は、㊸は、60%で他都市と比較してもかなり高かった。また、㊸と㊹も40%で高かったといえる。いずれも住宅併用が100%であった。売り場面積は、㊸は、17坪で、㊸・㊹の13坪よりやや大きかった。

小売店の構成は、㊸は、食料品が58%で特に多く、衣料品の割合は小さかった。㊸と㊹は、衣料品が42%で最も多かった。

小売店以外の業者の構成については、㊸に生鮮食料品を主とする私設市場が1ヶ所あった。いずれの商店街にも劇場・映画館などの娯楽施設はなく（近隣の町には、各種の娯楽施設があった）、また、飲食店も少数であった。

㊸は、食料品店が中心であることから他の商店街より1時間閉店時刻が早くなっていたと考えられる。㊸と㊹については、小売店の構成は、他都市の一般的な商店街と同様の傾向を示しており、また、盛り場・歓楽街ではなく、ごく一般的な商店街であったといえるが、ともに夏期は11時、冬期は10時若しくは11時の遅い閉店時刻であった。地方都市のこのような一般的な商店街においても大都市並の遅い閉店時刻がみられたことは、この問題が大都市だけの問題ではなく、商店経営において全国的あるいは一般的な問題であったことを示していると考えられる。

（2-2） 広島

広島には、㊸ 堺町筋、㊹ 中島筋、㊺ 本通、㊻ 金座街、㊼ 東西新天地、㊽ 京橋通り、㊾ 鷹野橋筋の7つの商店街があった。

閉店時刻は、㊸は、夏期10時29分・冬期10時05分、㊹は、9時57分・9時52分、㊺は、10時54分・10時44分、㊻は、11時05分・10時53分、㊼は、11時13分・10時52分、㊽は、10時24分・9時56分、㊾は、10時32分・10時であった。

商店街の顧客は、㊸・㊹は、西部の一般市民・農村、㊺・㊻・㊼は、全市の市民・近郊農村、㊽は、東方工業地帯の労働者・一般市民・農村、㊾は、南方工業地帯の労働者・一般市民・農村であった。

商店街・景気の動向は、㊸・㊹は、地域が狭隘で背後地域に産業がなく、また、交通が不便のため繁華街が移動し、そのために衰微し、㊸は、小売商店街としては衰微し、問屋卸売商店街化した。㊺・㊻・㊼は、地域が広く、背後に学校・工場の増設がみられ、住居地帯があり、さらに常設夜店の開設と百貨店の開業があり、次第に発展しつつある。㊽は、一部は不況の影響で衰微し、一部は工場地帯の発展で盛り場として発展している。

営業状態について、開業年次は、㊸と㊹は、古い店が多く、㊻・㊼・㊾は、新しい店が多かった。従業員数は、㊸・㊹・㊺は、4人以上が70%以上で比較的大規模な店が多く、

㊦・㊧は3人以下が約60%で小規模店が多かった。店舗の自己持比率は、㊨と㊩が低かった。売り場面積は㊪が23坪で大きく、㊫は9坪で小さかった。

小売店の構成は、衣料品は、㊬と㊭が約50%、㊮は44%、他は30%程度であった。㊯は、食料品が比較的多く、㊰は、文化品が45%が多かった。

小売店以外の業者の構成については、㊱には、卸売業者が74業者が多かった。㊲には、小規模1・中規模2の3店の百貨店があった。接客業は、㊳に寄席・劇場が2館、映画館が2館あり、飲食店も多かった。

㊴・㊵・㊶はいずれも夏期11時前後・冬期11時近くまで営業している。これは、上述のように㊷には百貨店があり、また、㊸は歓楽街の傾向が強いなどの特徴を持ち、繁栄していることによるものであるといえる。これに対して、㊹は、商店街の構成が特に飲食店が多いと言った傾向はないことから、商店街の衰退が比較的早い閉店時刻をもたらしていると考えられる。

(2-3) 宇和島

宇和島には、㊱ 追手通り、㊲ 袋町筋、㊳ 恵美須町船大工町、㊴ 朝日町筋、㊵ 和霊町筋の5つの商店街があった。

閉店時刻は、㊱・㊲は、夏期10時30分・冬期11時、㊳・㊴・㊵は、通年11時であった。

商店街の顧客は、いずれも一般市民・農民で、他に㊶には海岸村民、㊷には、山村民があった。

商店街・景気の動向については、各商店街共通して百貨店の進出と地元経済の不況により経営が悪化していたが、㊱・㊲は、衰退傾向、㊳・㊴は、発展傾向にあった。

営業状態について、開業年次は、㊵はやや古い店が多いが、それ以外は、昭和期開業が60%を超えており新しい店が多かった。従業員数は、いずれも3人以下が約70%以上で小規模であったが、特に㊶は1人が76%で小さかった。売り場面積は、㊷・㊸が7坪台で特に小規模であった。

小売店の構成は、㊱・㊲・㊳は、衣料品の割合が20%以下で小さく、食料品の割合が大きかった。

小売店以外の業者の構成は、㊱には小規模百貨店1、寄席・劇場1があり、㊲には寄席・劇場1があった。

衣料品の割合が小さく、百貨店、寄席劇場のあった㊱と㊲が夏期10時30分閉店で他より30分早かったが、各商店街とも冬期には11時閉店で遅い閉店時刻であったと言える。

（3）夏期11時・冬期10時30分閉店の商店街のある都市。

（3—1）宇部

宇部には、㊦ 常盤通、㊧ 錦橋通り、㊨ 新町、㊩ 西本町の4つの商店街があった。

閉店時刻は、㊦は、夏期11時・冬期10時又は10時30分でそれ以外の商店街はいずれも夏期11時・冬期10時30分であった。

商店街の顧客は、いずれも全市各方面の市民（工場労働者及び坑夫を含む）及び郊外の農村であった。

商店街・景気の動向については、最近2、3年来鉱工業の好況により多少好転していた。

営業状態について、開業年次は、㊦・㊨が若干古く、㊧・㊩は、半数以上が昭和期の開業で新しい店が多かった。従業員数は、㊧・㊨が70%以上が3人以下で小規模であった。店舗の自己持比率は、㊩が44%で高かった。売り場面積は、㊧が11坪で他より小さかったが、いずれも10坪台であった。

小売店の構成について、衣料品の割合は、㊩が他より若干小さく、食料品は、㊦が比較的小さいなど商店街によって若干の傾向がみられた。

小売店以外の業者の構成については、㊦に小規模百貨店1店、㊩に生鮮食料品を主とする私設市場1ヶ所、㊩に映画館1館あり、飲食店は、㊧・㊩に比較的多かった。

各商店街は営業状態、小売店・小売店以外の業者の構成に違いがみられたが、閉店時刻は、ほぼ同じであった。

（3—2）松山

松山には、㊦ 湊町、㊧ 大街道の2つの商店街があった。

閉店時刻は、㊦は、夏期10時30分・冬期10時、㊧は、夏期11時・冬期10時30分であった。

商店街の顧客は、㊦は、全市各方面の市民及び伊予電鉄沿線住民、㊧は、全市各方面の市民及び道後湯ノ町、市東方の住宅街・郊外農村であった。

商店街・景気の動向については、㊦は、交通機関の整備により活況を呈していた。㊧は、交通機関の発達と住宅地の急速な増加により著しく活況を呈していた。

営業状態について、開業年次は、ともに昭和期の開業が45から50%程度で最も多く、よく似た構成であった。従業員数は、ともに3人以下が50%程度で開業年次同様よく似た構成であった。店舗の自己持比率及び住宅併用比率はともにほぼ同じ比率であった。売り場面積は、㊦が14坪でやや大きかった。

小売店の構成について、㊦は、衣料品が50%で多く、食料品は8%で少なく、㊧は、衣料品が34%に対して食料品は27%で相対的に多かった。

小売店以外の業者の構成について、㊧には、映画館が3館あり、飲食店も比較的多かつ

た。

①・㊦ともに営業状態には、違いはなかったが、㊦は、歓楽街的性格を持ち合わせており、そのために閉店時刻が通年30分遅くなっていたと考えられる。

(4) 夏期11時・冬期10時閉店の商店街のある都市

(4-1) 大津

大津には、① 中町通り、㊦ 石山鳥居川町の2つの商店街があった。

閉店時刻は、①、㊦ともに夏期11時・冬期10時であった。

商店街の顧客は、①は、全市各方面の市民及び湖西郡部、㊦は、市東部並びに付近郡部村落であった。

商店街・景気の動向については、①は、一般経済界の不況により不振であったが、㊦は、工場新設によりここ10年の進展は目覚しかった。

営業状態について、開業年次は、①は、明治期の開業が、42%で古い店が多かったのに対して、㊦は、昭和以降、つまり最近10年の開業が90%を占めており、新しい商店街であった。従業員数は、3人以下は①は、74%、㊦は、89%で小規模であったが、特に㊦は、1人が64%あり小規模であった。店舗の自己持比率は、①は、43%が高かった。売り場面積は、①は、9坪、㊦は、7.5坪で小規模であった。

小売店の構成については、①・㊦ともによく似た構成であった。他の都市の商店街と比べて比較的衣料品の割合が小さく、食料品の割合が大きかった。

小売店以外の業者の構成については、百貨店は、小規模百貨店が①に1店、㊦に1店あった。生鮮食料品を主とする市場は①に1ヶ所、また、①には、寄席・劇場が2ヶ所、映画館が1館あった。また、劇場が①の付近に1館あり、映画館が①の付近に2館、㊦の付近に2館あった。飲食店は、㊦に多かった。

大津の場合、2つの商店街の閉店時刻は同じであった。小売店の構成は類似しており、また、ともに百貨店があるなど似た点がみられたが、それ以外の点では異なる点も多くみられ、どの要因が閉店時刻の決定に最も影響を与えたのかは、はっきりしない。

(4-2) 姫路

姫路には、① 元塩町、㊦ 東二階町、㊧ 中二階町、㊨ 西二階町、㊩ 豎町、㊪ 俵町、㊫ 福中町・福中西新町、㊬ 駅前通りの8つの商店街があった。

閉店時刻は、㊦、㊨は、夏期11時・冬期10時であった。それ以外の商店街は、通年10時であった。

商店街の顧客は、全市各方面の市民及び近郊農村で共通していた。

商店街・景気の動向については、特に記載はなかった。

営業状態について、開業年次は、㊦が昭和期が42%で比較的新しく、他は明治期以前が40%以上であった。従業員数は、㊧・㊨・㊩が比較的多かった。店舗の自己持比率は、㊦・㊧以外は50%を超えており他都市と比較して高かったといえる。住宅併用比率は㊦がやや低かった。売り場面積は、㊨が3坪で著しく小さかった。㊥と㊦は、約20坪あり、他都市と比較しても大きかった。

小売店の構成については、㊨・㊩は、衣料品が50%強で多く、㊦は、衣料品は22%で小さく、食料品は41%で大きかった。㊧は、文化品が43%で大きかった。

小売店以外の業者の構成については、中規模百貨店が㊧・㊨・㊩に各1店あった。また、市内に劇場が1、映画館が3館あった。飲食店は、㊦に多かった。

姫路の場合、㊧と㊩が夏期11時で他より1時間遅くなっていたが、その原因のひとつとして百貨店の存在が考えられる。

（4—3） 松江

松江は、末次本町商店街ひとつであった。

閉店時刻は、夏期11時・冬期10時であった。

商店街の顧客は、主に中産階級・サラリーマンで、次いで付近農村であった。

商店街・景気の動向については、最近の不況のため各商店は、行商に力を入れている。

営業状態について、開業年次は、明治期以前が46%が多かったが、昭和6年以後も29%あり新しい店も多くみられた。従業員数は、3人以下が51%で小規模商店が比較的多かったが、6人～10人も31%あった。店舗の自己持比率は、49%で高かった。売り場面積は、15坪であった。

小売店の構成については、衣料品27%、食料品26%、文化品22%で比較的衣料品の割合が小さい商店街であった。

小売店以外の業者の構成は、百貨店、小売市場はなく、映画館が1館あった。飲食店は少なかった。

（4—4） 福山

福山には、㊨ 本通筋、㊧ 霞町通筋の2つの商店街があった。

閉店時刻は、ともに夏期11時・冬期10時であった。

商店街の顧客は、㊨は、全市各方面の市民、㊧は、主に西南部方面の市民であった。

商店街・景気の動向は、ともに一般不況により顕著ならざるも次第に不振であった。

営業状態については、㊨・㊧を合わせた数字が出されていた。開業年次は、明治期以前が38%で古い店が比較的多かった。従業員数は、3人以下が82%で小規模店舗が中心だっ

た。店舗の自己持比率は、48%で高かった。売り場面積は、11坪であった。

小売店の構成については、㊦は、衣料品と文化品が比較的多く、㊧は、食料品が比較的多かった。

小売店以外の業者の構成については、百貨店・小売市場はともになく、㊦の付近に劇場1館、映画館1館があった。飲食店は㊧に若干あった。

㊦と㊧は、商店街としての性格に若干相違がみられたが、閉店時刻に違いはなかった。

(4-5) 高知

高知には、3つの商店街があったが、閉店時刻は3商店街の平均で出されているため、ここでは3商店街を合わせて1商店街として扱う。(3商店街を総称した商店街地帯は市内唯一の総合的な盛り場であるということであるので実質的には1商店街として問題ない)

閉店時刻は、3商店街大体の平均で夏期11時・冬期10時であった。

商店街の顧客は、3商店街共通して市民の大部分及び郡部に及んだ。

商店街・景気の動向は、鉄道の整備により一層発展の傾向を示しつつあった。

営業状態について、開業年次は、3商店街とも昭和期が50%前後で新しい店が多かった。従業員数は、商店街により差がみられたが全体としては、3人以下が55%で比較的小規模であった。店舗の自己持比率は、全体で28%であった。売り場面積は、15坪であった。

小売店の構成については、商店街によって相違がみられたが、全体としては、衣料品61%、食料品6%、文化品18%で衣料品の割合が高かった。

小売店以外の業者の構成は、小規模百貨店1店、映画館2館で飲食店は少なかった。

(5) 夏期10時30分・冬期10時閉店の商店街のある都市

(5-1) 米子

米子は、本通り商店街ひとつであった。

閉店時刻は、夏期10時30分・冬期10時であった。

商店街の顧客は、全市各方面の市民並びに近郊農村民であった。

商店街・景気の動向は、一般的不況と養蚕業の不振により深刻な打撃を蒙っていた。

営業状態について、開業年次は、明治以前が41%で古い店が比較的多かった。従業員数は、3人以下が70%で小規模店が多かった。店舗の自己持比率は、51%で高かった。売り場面積は、14坪であった。

小売店の構成は、衣料品が50%、食料品が13%、文化品が15%であった。

小売店以外の業者の構成は、百貨店、小売市場はなかった。また、劇場、映画館はなく、

飲食店も1軒だけで、盛り場・歓楽街の性格はなかった。

（5—2）岡山

岡山には9つの商店街があったが、一体のものとして考えられていたので各商店街別の数字は出されていない。

閉店時刻は、夏期10時30分・冬期10時であった。

商店街の顧客は、全市各方面の市民並びに郊外農村であった。

商店街・景気の動向は、一般的不況と百貨店の圧迫を受けて衰微の傾向にあった。また、商店街の更生策のひとつとして百貨店の設備拡張の防止があげられていた。

営業状態について、開業年次は、明治期以前が47%で古い店が比較的多かった。従業員数は、3人以下が53%で比較的小規模であったが、4—10人も39%あった。店舗の自己持比率は42%で比較的高かった。売り場面積は、16坪であった。

小売店の構成は、衣料品が45%、食料品が13%、文化品が24%であった。

小売店以外の業者の構成は、百貨店は、中規模が1店、小規模が1店あった。他に、寄席・劇場が1ヶ所あった。飲食店は、商店街の規模の割には少なかった。

（5—3）尾道

尾道には、㊦ 荒神堂町、㊧ 本通りの2つの商店街があった。

閉店時刻は、㊦・㊧ともに夏期10時30分・冬期10時であった。

商店街の顧客は、㊦は、付近郡部農漁村、㊧は、全市各方面の市民並びに接続町村であった。

商店街・景気の動向は、㊦・㊧ともに一般的不況により衰微しつつあった。また、㊧は、交通の発達により小売商は、郡部の顧客を他都市に吸収されていた。

営業状態について、開業年次は、㊦は、明治期以前はなく、昭和期が40%で新しい店が多かった。㊧は、明治期以前32%、昭和期31%であった。従業員数は、㊦は、3人以下が80%で、特に、1人が45%あり小規模であった。㊧は、3人以下が79%でやはり小規模であったが、1人は17%で㊦ほどは小さくなかった。店舗の自己持比率は、㊦は5%でほとんどが借家であった。㊧は、24%であった。売り場面積は、㊦は、5坪で極めて小さかった。㊧は、12坪であった。

小売店の構成は、㊦は、衣料品が75%、食料品が15%、㊧は、衣料品47%、食料品13%、文化品20%であった。

小売店以外の業者の構成は、㊦・㊧ともに百貨店、劇場・映画館はなく（㊧の付近には映画館が3館あった）、飲食店は、㊧に少数あるだけであった。他に㊧には卸売業者が42業者あった。

①と②は、商店街の規模、顧客、営業状態、小売店・それ以外の業者の構成のいずれも異なっていたが、閉店時刻は同じであった。

(6) 夏期9時30分・冬期9時閉店の商店街のある都市

明石

明石には、① 本町通り商店街、② 駅前通り商店街の2つの商店街があった。

閉店時刻は、①は、夏期9時30分・冬期9時、②は、夏期10時30分・冬期10時であった。

商店街の顧客は、①は、市内の一般市民・俸給生活者が多く、②は、市内の一般市民・労働者・農漁村民が多かった。

商店街・景気の動向は、①は、漸次繁栄しつつあり、②は、鉄道の電化により観光客が増加し、漸次好況に向かいつつあった。

営業状態について、開業年次は、①は、明治期以前が37%、昭和期が37%、②は、それぞれ25%、47%で①の方が古い店が多かった。従業員数は、3人以下は、①は50%、②は、58%であった。店舗の自己持比率は、①は、50%で高く、②は、36%であった。売り場面積は、①は、12坪、②は11坪であった。

小売店の構成は、①は、衣料品41%、食料品28%、文化品20%で衣料品の割合が高く、②は、それぞれ32%、40%、17%で食料品の割合が高かった。

小売店以外の業者の構成については、百貨店は①・②ともになく、①には、生鮮食料品を主とした私設市場が1ヶ所あった。映画館は、①・②の付近にそれぞれ1ヶ所あった。また、②には、旅館・料理屋、飲食店が多くあった。

②は、①より通年で1時間遅い閉店時刻であった。これは、両商店街の性格の違いによるものと考えられる。つまり、②は駅前に立地しており、鉄道の乗降客・観光客を顧客の一部としていたと考えられる旅館・飲食店が多くみられるように盛り場の要素を持っていた。これに対して、①は、一般市民・俸給生活者を顧客とし、私設市場があることから日用品・食料品の供給に重点を置いた、純商化した商店街であったといえる。

以上、各都市別に商店街の閉店時刻の実態を明らかにし、遅い閉店時刻の原因について検討したが、最後に、閉店時刻がどのような要因によって最も影響をうけていたのかについてまとめてみたい。

まず、開業年次、つまり、その商店街が新しくできたかもしくは最近発展したものかそれとも古くから営業を続けてきたものかについてであるが、この点に関しては、それほど明確な関係は認められないであろう。ただし、若干ではあるが、古い商店街のほうが閉店時刻が早く、新しい商店街が遅い傾向にあると言える。

従業員数については、従業員数が少ないほど家族経営で雇用店員はいないか極少数ということになるが、例えば、従業員数が3人以下の小規模・零細経営の多い商店街の閉店時刻が遅く、経営規模の大きな商店街が早いといった関係は認められない。

店舗について、店舗の自己持比率は、都市あるいは商店街によってかなりの違いがみられるが、若干ではあるが、自己持比率の低い商店街の閉店時刻が遅い傾向にあると言える。店舗が住宅併用か営業専用かについては、ほぼすべての商店街で住宅併用比率が80%を越えおり、これによる閉店時刻に差は見られないと言える。当時の商店は、家族従業員および住込み店員から構成されており、この高い住宅併用比率、つまり、多くの商店が店舗兼住宅であったことが遅い閉店時刻を可能にした基礎的あるいは共通の条件であったといえる。

商店街の小売業者の構成については、同様の構成の商店街であっても閉店時刻に違いが見られることから、それ自体では閉店時刻の水準には、それほど影響しなかったと考えられる。

閉店時刻に比較的多く影響を与えたと考えられるのが主として小売店以外の業者の構成や立地条件、顧客層によって特徴づけられる商店街の性格や現状であったと言える。前述のように閉店時刻の遅い商店街のいくつかは、盛り場・歓楽街型の商店街であり、また、百貨店の存在が影響したことも考えられる。しかし、そのような状況にない一般の小売店を中心にした商店街でも遅い場合と早い場合があり、閉店時刻の水準は、その都市の商習慣・人口・交通・都市の性格、たとえば古い歴史のある都市なのかあるいは新興工業都市なのかと言った様々の要素が複合して決まっていたと考えられる。

5 おわりに

以上、地方都市における閉店時刻の実態とその要因について検討を加えた。その結果、次の点が明らかになった。

閉店時刻の実態については、夏期には、東京に近い割合の商店街が午後11時以降の閉店時刻となっており、遅い閉店時刻は、大都市だけに見られる問題ではなく、地方都市にも共通の問題であったことが指摘できる。冬期には、11時以降閉店の割合は小さくなり、大都市とは異なった実態を示した。

約8割の商店街が、商店法の閉店時刻の規定である10時を超えており、商店法の影響は、地方都市に於いても広範囲に及ぶことが指摘できる。

遅い閉店時刻の原因については、開業年数・従業員数・店舗といった商店の状態よりは、

百貨店・劇場・映画館・飲食店などの業者の存在や立地条件・顧客層といった商店街の性格や置かれた状況によって影響される傾向がみられた。